

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(20 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p><第1テーマ>【出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について】</p> <p>1 補助金</p> <p>(3) 後年度負担の適否</p> <p>⑩茂庭台豊齢ホーム建設費償還金</p> <p>(財) 仙台市医療センターと市の間で締結された「茂庭台豊齢ホーム及び茂庭台診療所の運営に関する覚書」において、当団体の運営状況を勘案して市が建設費償還金の一部を補助するものとしており、市が建設費償還金の一部を負担することと解釈できるため、市の負担額を明確にしないまま、実質的に後年度にわたって補助金を支出するのは、補助金の交付として不適切である。</p> <p>今後、後年度負担が生じる可能性のある契約を締結する際は、当該後年度負担の金額を明確にし、債務負担行為を設定すべきである。</p>	<p>後年度負担が生じる可能性がある補助金等については、対象範囲、金額、期間等を明示し債務負担行為を設定の上、協定書を締結して交付するよう改めた。</p>